ユニフォーム等の着用基準について

平成30年６月10日　改訂

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのユニフォームおよびシューズを着用するものとする。ただし、大会主催者が認めた場合にはこの限りではない。

１．ユニフォーム

男子の場合、ゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、女子の場合、ワンピースまたはゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、スコートとする。

※Ｔシャツ、ジーンズはユニフォームとして着用できない。

２．シューズ

テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

３．その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合（注１）を除き本連盟が認める範囲（注２）を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。

（注１）「本連盟が認める場合」とは、主に競技会の協賛会社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。

（注２）「本連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで１２㎝平方以内のもの、各製品それぞれ２箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては箇所の制限をしない。

《ウェアに関する特例》

（１）オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等の着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とするが、ゼッケンは最上衣服に貼付すること。

（２）アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を原則とする。